

民泊サービスを始める皆様へ

～ 簡易宿所営業の許可取得の手引き ～



平成28年11月



厚生労働省 医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部 生活衛生課

民泊サービスを始める皆様へ
～ 簡易宿所営業の許可取得の手引き ～
目 次

はじめに ～原則として旅館業法に基づいて許可を受けることが必要です～...	1
第1章 民泊サービスを実施するためには	2
1. 許可が必要です	2
2. 許可取得までの流れ（旅館業法）	3
3. 営業を開始してから必要なこと	5
第2章 旅館業法とは？	6
1. どのようなものに許可が必要か？	6
2. 旅館業の種類と構造設備基準	7
3. 民泊サービスの構造設備基準	8
第3章 その他の制度に基づく手続等	9
1. 建築基準法について	9
2. 消防法について	9
3. 賃貸契約、管理規約等について	9
第4章 各自治体の担当部署一覧	10
おわりに ～民泊サービスの新たな制度設計について～	25

はじめに ～原則として旅館業法に基づいて許可を受けることが必要です～

住宅（戸建住宅やマンションなどの共同住宅等）の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供する「民泊サービス」については、ここ数年、インターネットを通じて空き室を短期で貸したい人と宿泊を希望する旅行者とをマッチングするビジネスが世界各国で展開されており、日本でも急速に普及しています。

近年急増する訪日外国人観光客のニーズや大都市部での宿泊需給の状況といった観光立国推進の観点や、地域の人口減少や空洞化により増加している空き家の有効活用といった地域活性化の観点から、民泊サービスに対する期待が高まっています。

一方、テロの発生や感染症まん延など、宿泊者の安全確保の点で課題が指摘され、また、地域住民とのトラブル事例も発生しているなど、民泊サービスに関する問題も取りざたされています。

こうした状況を踏まえ、政府において民泊サービスの新たな法整備について検討しています（25 ページ参照）が、現在、民泊サービスを行うためには、原則として旅館業法に基づいて許可を受けることが必要です。

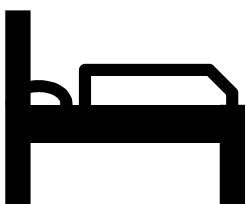
そこで、これから民泊サービスを始めようとする皆様に向け、民泊サービスを安全に行っていただくために必要となる旅館業法の手続等をご紹介しますための手引きを作成いたしました。

実際の許可申請の窓口は、都道府県（保健所を設置する市、特別区）の保健所となり、許可取得にあたっての条件は都道府県等によって若干異なりますので、具体的な手続きについては各都道府県等にご確認いただく必要がありますが、この手引きが許可取得のための一助となりますと幸甚です。

平成28年11月

厚生労働省 医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部 生活衛生課



第1章 民泊サービスを実施するためには

1. 許可が必要です

- 住宅を利用する場合であっても、有償で繰り返し、宿泊所として提供する「民泊サービス」を行うことは基本的に旅館業にあたるため、**旅館業法に基づく許可を得ることが必要**となります（旅館業法の詳細は6ページ参照）。
- 旅館業法に基づく許可にはいくつかの種別があります（7ページ参照）が、民泊サービスを行う場合は、**簡易宿所営業で許可を取得するのが一般的**です（8ページ参照）。
- 簡易宿所営業の許可を取得するには、使用する施設の構造設備が基準を満たす必要があります。

旅館業法施行令第1条第3項（簡易宿所営業における構造設備基準）

- 一 **客室の延床面積**は、33平方メートル（宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3平方メートルに当該宿泊者の数を乗じて得た面積）以上であること。
- 二 階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。
- 三 適当な**換気、採光、照明、防湿及び排水の設備**を有すること。
- 四 当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる規模の**入浴設備**を有すること。
- 五 宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の**洗面設備**を有すること。
- 六 適当な数の**便所**を有すること。
- 七 **その他都道府県が条例で定める構造設備の基準**に適合すること。

- なお、平成28年4月に簡易宿所の許可基準が緩和され、**従来よりも容易に簡易宿所営業の許可を取得することができるようになりました。**（8ページ参照）

2. 許可取得までの流れ（旅館業法）

- 旅館業法に基づく許可を受けるためには、民泊サービスを行う予定の施設（住宅）の所在する都道府県（保健所を設置する市、特別区を含む。）の保健所にて申請をしていただく必要があります。
- 自治体や施設の状況等により異なりますが、一般的な許可取得までの流れは以下のとおりです。



① 事前相談

- 実際に許可申請を行う前に、事前相談を求めている自治体が多いようです。申請を開始する前に都道府県等の旅館業法担当窓口（10 ページ参照）にご相談ください。
- なお、相談にあたっては、
 - ・施設の所在地
 - ・施設の図面
 - ・建築基準法への適合状況（※）
 - ・消防法への適合状況（※）
 - ・マンション管理規約（民泊が禁止されていないかどうか）（※）などの確認を求められることがあります。（※9 ページ参照）



② 許可申請

- 許可申請にあたっては、原則として以下の書類の提出と手数料が必要です。
 - ・許可申請書
 - ・営業施設の図面
 - ・その他自治体が条例等で定める書類

※ 申請書の様式や申請書に添付する書類は自治体ごとに異なりますので、事前相談の際に都道府県等の旅館業法担当窓口（10 ページ参照）にご確認ください。

- なお、以下の場合には許可を得られないことがあります。

- 施設が構造設備基準を満たさないとき

- 申請をされる方が、次の1～3に当てはまる場合

- 1 旅館業法に違反、または旅館業法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない場合
- 2 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して3年を経過していない場合
- 3 申請される者が法人であって、その業務を行う役員に1または2に該当する者がいる場合

- 施設の設置場所が公衆衛生上不適当であるとき

- 施設の設置場所が以下の施設の敷地の周囲おおむね100mの区域内にあり、その設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがある場合

- 1 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校など）
- 2 幼保連携型認定こども園
- 3 児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センターなど）
- 4 社会教育に関する施設（公民館、図書館、博物館など）で都道府県等の条例で定めるもの

- 自治体によっては、許可申請の前に事前審査を行っている場合があります。

③ 施設検査

- 施設が構造設備基準（2，7ページ参照）に適合していることを確認するため、**保健所職員等による立入検査が行われます**。構造設備基準を満たしていることが確認されるまでは、許可を取得することはできません。
- 4ページでご紹介した構造設備基準以外にも、**自治体ごとに条例で構造設備基準が定められています**。詳しくは都道府県（保健所を設置する市、特別区を含む。）の旅館業法担当窓口（10ページ参照）にお問い合わせください

い。

- なお、簡易宿所営業は「宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設」とされており、1名しか宿泊できない客室のみの施設は該当しません。

④ 許可、営業開始

- 保健所の許可を得れば営業を始めることができます。なお、申請から許可までの標準的な期間は、数週間程度です（地域や時期等により差があります）。

3. 営業を開始してから必要なこと

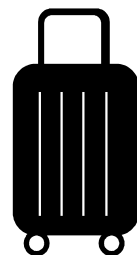
- 営業にあたっては、**寝具の交換や浴室の清掃などの衛生管理を適切に行うことが義務づけられています**。衛生管理に関する**具体的な基準は各自治体の条例により定められています**ので、都道府県等の旅館業法担当窓口（10ページ参照）にお問い合わせください。

衛生管理基準（例）

- ・ **換気**：換気用の開口部は常に解放すること 等
- ・ **採光、照明**：条例で定める基準以上の照度を保つこと 等
- ・ **防湿**：寝具は湿気を帯びないように保管すること 等
- ・ **清潔**：寝具は宿泊者ごとに交換すること 等
- ・ **その他宿泊者の衛生に必要な措置**：一部屋あたりに条例で定める人数を超えて宿泊者を宿泊させないこと。 等

- 営業者には宿泊者の氏名、住所等を記載した**宿泊者名簿を備えることが義務づけられています**。

また、**宿泊者が日本に住所を有しない外国人の場合は、パスポートのコピーの保存が必要です**。



第2章 旅館業法とは？

1. どのようなものに許可が必要か？

- 旅館業法では、旅館業とは、「**宿泊料（※）**を受けて人を宿泊させる営業」と定義されています。また、「**宿泊**」とは「**寝具を使用して施設を利用すること**」とされています。この**旅館業を経営する場合は、旅館業法に基づく営業許可を受けなければならないこと**とされています。

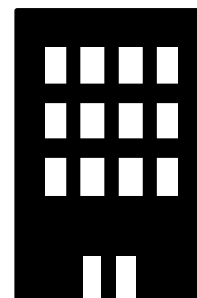
※「宿泊料」とは？

宿泊料という名称でなくても、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされる、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水費、室内清掃費などは宿泊料に含まれます。このため、これらの費用を徴収して人を宿泊させる営業を行う場合には、旅館業法に基づく許可が必要です。

- **旅館業法上の許可を得ずに旅館業を行うことは、旅館業法違反にあたります**。旅館業法第10条では、「許可を受けないで旅館業を経営した者は、6月以下の懲役又は3万円以下の罰金に処する」とされています。※有料で民泊サービスを行うことは禁止されていませんが、無許可で営業することは違法となります。

こんな場合は？

ウィークリーマンションのような1日（1泊）から1週間程度の単位でマンション等の空室に宿泊させるサービスは、賃貸契約により部屋を貸す場合であっても、実態として貸室業ではなく旅館業と判断され得る営業を行う場合は、旅館業法に基づく許可が必要です。ただし、一般的にマンションやアパートなどの利用者がそこに生活の本拠として使用する場合は旅館業法の適用を受けません。



2. 旅館業の種類と構造設備基準

- 旅館業法では、旅館業を主に次のように分類しています。

簡易宿所営業

- ・ 宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。
- ・ ペンション、ユースホステルなど。

旅館営業

- ・ 和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

ホテル営業

- ・ 洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

- 上記の種別ごとに異なる構造設備基準が定められています。

	簡易宿所営業	旅館営業	ホテル営業
客室数	規制なし	5室以上	10室以上
客室床面積	延床面積33㎡以上 (宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積以上)	7㎡以上/室	9㎡以上/室
玄関帳場(フロント)	規制なし (国の法令上の規制はないが、条例で基準化しているケースがある)	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場(フロント)その他これに類する設備を有すること	
入浴設備	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること		宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること
換気等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること		
その他	都道府県(保健所を設置する市又は特別区)にあっては、市又は特別区が条例で定める構造設備の基準に適合すること		

3. 民泊サービスの構造設備基準

- 旅館業法に「民泊サービス」という営業種別はありませんので、前ページに掲げた3つの種別のいずれかによって許可を取得する必要があります。
- いずれの種別でも民泊サービスの営業許可を得ることは制度上可能ですが、ホテル営業及び旅館営業には
 - ・ 客室数の規制（ホテル：10室以上／旅館：5室以上）があり、
 - ・ 玄関帳場（フロント）の設置などが義務づけられているため、住宅を使用して宿泊サービスを提供する**民泊サービスを行うには、客室数の制限や玄関帳場（フロント）の設置義務がない（※）「簡易宿所営業」により許可を取得するのが一般的**であり、簡易宿所営業の構造設備基準（2、7ページ参照）を満たす必要があります。
※ 自治体によっては条例でフロントの設置を義務づけている場合がありますので、各都道府県等の旅館業法担当窓口（10ページ参照）にご確認ください。

旅館業法の規制緩和（平成28年4月）

- 平成28年4月、衛生水準の確保が可能な範囲において、簡易宿所の許可基準が緩和され、**従来よりも容易に簡易宿所営業の許可を取得することができるようになりました。**
- 今回の規制緩和により、簡易宿所営業の許可要件である**客室に必要な延床面積（33平方メートル以上）の基準が改正され、一度に宿泊させる宿泊者数が10人未満の施設の場合には、3.3平方メートルに宿泊者数を乗じた面積以上**であれば許可を受けられるようになりました。
- なお、今回の規制緩和によって、許可を受けずに民泊サービスの提供ができるようになったということではありません。



第3章 その他の制度に基づく手続等

1. 建築基準法について



- 使用予定の建物が所在する地域において旅館業の立地が禁止されている場合があります。
また、**建築基準法の用途変更の建築確認の手続きが必要となる場合があります**（なお、用途変更のための建築確認の手続の要否にかかわらず、建築基準法に適合させる必要があります）。
詳しくは、都道府県等の建築基準法担当窓口にご相談ください。

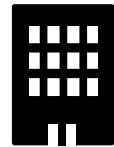
2. 消防法について



- 民泊サービスを利用する方や周辺住民等の安全を確保するため、**消防用設備等の設置、出火防止、避難、通報等の防火安全対策が必要です**。詳しくは、お近くの消防機関にご相談ください。
- なお、民泊サービスを始める場合における必要な防火安全対策のポイントを整理したリーフレットを消防庁が作成していますので、ご活用ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_19.html

3. 賃貸契約、管理規約等について



- 旅館業の営業許可を受けようとする場合、ご自身の所有する建物を使用する場合と他者から建物を借り受けて実施する場合がありますが、いずれの場合でも営業許可を受けることは可能です。
- ただし、他者から建物を借り受けて営業を行う場合は、**賃貸借契約において、転貸（又貸し）が禁止されていないことや、民泊サービス（旅館業）に使用することが可能となっていることを貸主や賃貸住宅の管理会社に確認**いただく必要があります。
- また、分譲マンションの場合、**通常はマンションの管理規約等で用途を制限しているため、管理規約等を確認**いただく必要がありますので、トラブル防止の観点から事前に管理組合に相談されるなどの対応が望まれます。

第4章 各自治体の担当部署一覧

自治体名		担当課	電話番号
北海道	北海道(下記以外)	保健福祉部健康安全局食品衛生課	011-204-5260
	札幌市	保健福祉局保健所環境衛生課	011-622-5165
	函館市	市立函館保健所生活衛生課	0138-32-1523
	旭川市	旭川市保健所衛生検査課	0166-25-5324
	小樽市	小樽市保健所生活衛生課	0134-22-3118
青森県	青森県(下記以外)	東青地域県民局地域健康福祉部保健総室(東地方保健所)生活衛生課	017-739-5421
		中南地域県民局地域健康福祉部保健総室(弘前保健所)生活衛生課	0172-33-8521
		三八地域県民局地域健康福祉部保健総室(八戸保健所)生活衛生課 ※H29.1.1から三戸地方保健所に名称変更	0178-27-5111 (内線 282)
		西北地域県民局地域健康福祉部保健総室(五所川原保健所)生活衛生課	0173-34-2108
		上北地域県民局地域健康福祉部保健総室(上十三保健所)生活衛生課	0176-23-4261
		下北地域県民局地域健康福祉部保健総室(むつ保健所)生活衛生課	0175-31-1388
	青森市	青森市保健所生活衛生課	017-765-5288
	八戸市	八戸市保健所衛生課(H29.1.1~)	0178-43-9375
	岩手県	岩手県(下記以外)	県央保健所(八幡平市・滝沢市・雫石町・葛巻町・岩手町・紫波町・矢巾町所管)
中部保健所(花巻市・北上市・遠野市・西和賀町所管)			0198-22-4921
奥州保健所(奥州市・金ヶ崎町所管)			0197-22-2831
一関保健所(一関市・平泉町所管)			0191-26-1412
大船渡保健所(大船渡市・陸前高田市・住田町所管)			0192-27-9913
釜石保健所(釜石市・大槌町所管)			0193-25-2702
宮古保健所(宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村所管)			0193-64-2218

自治体名		担当課	電話番号
岩手県	岩手県(下記以外)	久慈保健所(久慈市・普代村・野田村・洋野町所管)	0194-53-4987
		二戸保健所(二戸市・軽米町・九戸村・一戸町所管)	0195-23-9202
	盛岡市	盛岡市保健所 生活衛生課	019-603-8310
宮城県	宮城県(下記以外)	環境生活部食と暮らしの安全推進課 環境水道班	022-211-2645
		仙南保健所 獣疫薬事班	0224-53-3119
		塩釜保健所岩沼支所 食品薬事班	0223-22-6294
		塩釜保健所 食品薬事班	022-363-5505
		塩釜保健所黒川支所 食品薬事班	022-358-1111
		大崎保健所 獣疫薬事班	0229-87-8001
		栗原保健所 食品薬事班	0228-22-2115
		登米保健所 食品薬事班	0220-22-6120
		石巻保健所 獣疫薬事班	0225-95-1475
		気仙沼保健所 環境廃棄物班	0226-22-5127
		仙台市	仙台市保健所青葉支所衛生課
	仙台市保健所宮城野支所衛生課		022-291-2111 内線 6724~6726
	仙台市保健所若林支所衛生課		022-282-1111 内線 6724~6725
	仙台市保健所太白支所衛生課		022-247-1111 内線 6724~6726
	仙台市保健所泉支所衛生課		022-372-3111 内線 6724~6726
	仙台市保健所生活衛生課		022-214-8206
	秋田県	秋田県(下記以外)	秋田県生活環境部生活衛生課
秋田市		保健所衛生検査課	018-883-1181
山形県		環境エネルギー一部危機管理・くらし安心局 食品安全衛生課	023-630-2329
福島県	福島県(下記以外)	保健福祉部 食品生活衛生課	024-521-7243
	郡山市	郡山市保健所生活衛生課	024-924-2157
	いわき市	いわき市保健所生活衛生課	0246-27-8591

自治体名		担当課	電話番号
茨城県		保健福祉部生活衛生課	029-301-3418
栃木県	栃木県(下記以外)	栃木県保健福祉部生活衛生課	028-623-3110
	宇都宮市	宇都宮市保健所生活衛生課	028-626-1110
群馬県	群馬県(下記以外)	健康福祉部 食品・生活衛生課	027-226-2445
	前橋市	前橋市保健所 衛生検査課	027-220-5777
	高崎市	保健医療部生活衛生課	027-381-6116
埼玉県	埼玉県(下記以外)	埼玉県保健医療部生活衛生課	048-830-3613
	さいたま市	保健福祉局保健所環境薬事課	048-840-2227
	川越市	保健医療部保健所食品・環境衛生課	049-227-5103
	越谷市	越谷市保健所生活衛生課	048-973-7532
千葉県	千葉県(下記以外)	健康福祉部衛生指導課生活衛生推進班	043-223-2627
	千葉市	千葉市保健所環境衛生課	043-238-9939
	船橋市	船橋市保健所衛生指導課	047-409-2598
	柏市	柏市保健所生活衛生課	04-7167-1259
東京都	東京都(下記以外)	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課	03-5320-4391
	千代田区	千代田保健所 生活衛生課 環境衛生	03-5211-8166
	中央区	中央区保健所 生活衛生課 環境衛生係	03-3541-5938
	港区	みなと保健所 生活衛生課 環境衛生指導係	03-6400-0042
	新宿区	新宿区保健所 衛生課 環境衛生第1係 環境衛生第2係	03-5273-3841
			03-5273-3845
	文京区	文京保健所 生活衛生課	03-5803-1227
	台東区	台東保健所 生活衛生課	03-3847-9455
	墨田区	墨田区保健所 生活衛生課 生活環境係	03-5608-6939
	江東区	江東区保健所 生活衛生課 環境衛生係	03-3647-5862
	品川区	品川区保健所 生活衛生課 環医薬境衛生担当	03-5742-9138
	目黒区	目黒区保健所 生活衛生課	03-5722-9502
	大田区	大田区保健所 生活衛生課 環境衛生担当	03-5764-0693
	世田谷区	世田谷保健所 生活保健課	03-5432-2904
	渋谷区	渋谷区保健所 生活衛生課 環境衛生係	03-3463-1211
中野区	中野区保健所 医薬環境衛生担当	03-3382-6663	
杉並区	杉並保健所 生活衛生課	03-3391-1991	
豊島区	池袋保健所 生活衛生課	03-3987-4176	

第4章 各自治体の担当部署一覧

自治体名		担当課	電話番号	
東京都	北 区	北区保健所 生活衛生課 環境衛生	03-3919-0720	
	荒 川 区	荒川区保健所 生活衛生課	03-3802-3111 内線 426	
	板 橋 区	板橋区保健所 生活衛生課 環境衛生施設グループ	03-3579-2335	
	練 馬 区	練馬区保健所 生活衛生課	03-5984-2485	
	足 立 区	足立保健所 生活衛生課	03-3880-5374	
	葛 飾 区	葛飾区保健所 生活衛生課	03-3602-1242	
	江 戸 川 区	江戸川保健所 生活衛生課 環境衛生係	03-3658-3177	
	八 王 子 市	八王子市保健所 生活衛生課 環境衛生担当	042-645-5142	
	町 田 市	町田市保健所 生活衛生課 環境衛生係	042-722-7354	
神奈川県	神奈川県(下記以外)	保健福祉局生活衛生部生活衛生課	045-210-4950	
	横 浜 市	施設の所在する区にご連絡ください。		
		鶴見区	鶴見福祉保健センター生活衛生課	045-510-1845
		神奈川区	神奈川福祉保健センター生活衛生課	045-411-7143
		西区	西福祉保健センター生活衛生課	045-320-8444
		中区	中福祉保健センター生活衛生課	045-224-8339
		南区	南福祉保健センター生活衛生課	045-341-1192
		港南区	港南福祉保健センター生活衛生課	045-847-8445
		保土ヶ谷区	保土ヶ谷福祉保健センター生活衛生課	045-334-6363
		旭区	旭福祉保健センター生活衛生課	045-954-6168
		磯子区	磯子福祉保健センター生活衛生課	045-750-2452
		金沢区	金沢福祉保健センター生活衛生課	045-788-7873
		港北区	港北福祉保健センター生活衛生課	045-540-2373
		緑区	緑福祉保健センター生活衛生課	045-930-2368
		青葉区	青葉福祉保健センター生活衛生課	045-978-2465
		都筑区	都筑福祉保健センター生活衛生課	045-948-2358
		戸塚区	戸塚福祉保健センター生活衛生課	045-866-8476
		栄区	栄福祉保健センター生活衛生課	045-894-6967
		泉区	泉福祉保健センター生活衛生課	045-800-2451
		瀬谷区	瀬谷福祉保健センター生活衛生課	045-367-5751
	川 崎 市	健康福祉局保健所生活衛生課	044-200-2448	
		川崎区役所保健福祉センター衛生課	044-201-3223	

自治体名		担当課	電話番号
神奈川県	川崎市	幸区役所保健福祉センター衛生課	044-556-6681
		中原区役所保健福祉センター衛生課	044-744-3271
		高津区役所保健福祉センター衛生課	044-861-3322
		宮前区役所保健福祉センター衛生課	044-856-3270
		多摩区役所保健福祉センター衛生課	044-935-3306
		麻生区役所保健福祉センター衛生課	044-965-5164
	相模原市	保健所 生活衛生課 生活衛生班	042-769-8347
		保健所 生活衛生課 津久井班	042-780-1413
	横須賀市	横須賀市健康部保健所生活衛生課	046-824-9861
	藤沢市	藤沢市保健所 生活衛生課	0466-50-3594
新潟県	新潟県(下記以外)	福祉保健部生活衛生課	025-280-5208
	新潟市	新潟市保健所環境衛生課 (北区・東区・中央区・江南区・西区)	025-212-8266
		新潟市保健所南食品環境センター (秋葉区・南区・西蒲区)	025-372-6181
富山県	富山県(下記以外)	厚生部生活衛生課	076-444-3229
		新川厚生センター(黒部市・入善町・朝日町)	0765-52-1225
		新川厚生センター魚津支所(魚津市)	0765-24-0359
		中部厚生センター (滑川市・舟橋村・上市町・立山町)	076-472-1234
		高岡厚生センター(高岡市)	0766-26-8416
		高岡厚生センター射水支所(射水市)	0766-56-2666
		高岡厚生センター氷見支所(氷見市)	0766-74-1780
		砺波厚生センター(砺波市・南砺市)	0763-22-3511
		砺波厚生センター小矢部支所(小矢部市)	0766-67-1070
	富山市	富山市保健所生活衛生課	076-428-1154
石川県	石川県(下記以外)	健康福祉部薬事衛生課	076-225-1441
		南加賀保健福祉センター	0761-22-0795
		石川中央保健福祉センター	076-275-2642
		能登中部保健福祉センター	0767-53-2482
		能登北部保健福祉センター	0768-22-2011
	金沢市	金沢市保健所衛生指導課	076-234-5114

自治体名		担当課	電話番号
福井県		健康福祉部 医薬食品・衛生課	0776-20-0355
		許可等の御相談は、申請予定地を管轄する各健康福祉センターまで	
		福井健康福祉センター 生活衛生課 (福井市、永平寺町)	0776-36-1116
		坂井健康福祉センター 環境衛生課 (あわら市、坂井市)	0776-73-0600
		奥越健康福祉センター 環境衛生課 (大野市、勝山市)	0779-66-2076
		丹南健康福祉センター 生活衛生課 (鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町)	0778-51-0034
		二州健康福祉センター 生活衛生課 (敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町))	0770-22-3747
		若狭健康福祉センター 環境衛生課 (小浜市、高浜町、おおい町、若狭町(旧上中町))	0770-52-1300
山梨県		福祉保健部 衛生業務課	055-223-1488
		福祉保健部 中北保健所 衛生課	055-237-1382
		福祉保健部 中北保健所峡北支所 衛生課	0551-23-3071
		福祉保健部 峡東保健所 衛生課	0553-20-2751
		福祉保健部 峡南保健所 衛生課	0556-22-8151
		福祉保健部 富士・東部保健所 衛生課	0555-24-9033
長野県	長野県(下記以外)	健康福祉部食品・生活衛生課	026-235-7153
		佐久保健福祉事務所食品・生活衛生課	0267-63-3165
		上田保健福祉事務所食品・生活衛生課	0268-25-7150
		諏訪保健福祉事務所食品・生活衛生課	0266-57-2928
		伊那保健福祉事務所食品・生活衛生課	0265-76-6855
		飯田保健福祉事務所食品・生活衛生課	0265-53-0445
		木曾保健福祉事務所食品・生活衛生課	0264-25-2235
		松本保健福祉事務所食品・生活衛生課	0263-40-1940
		大町保健福祉事務所食品・生活衛生課	0261-23-6528
		長野保健福祉事務所食品・生活衛生課	026-225-9065
	北信保健福祉事務所食品・生活衛生課	0269-62-3106	
	長野市	長野市保健所食品生活衛生課	026-226-9970
岐阜県	岐阜県(下記以外)	健康福祉部生活衛生課	058-272-8281
	岐阜市	保健所 生活衛生課 環境監視係	058-252-7195

自治体名		担当課	電話番号
静岡県	静岡県(下記以外)	健康福祉部生活衛生局衛生課	054-221-3281
		賀茂保健所(下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町)	0558-24-2054
		・松崎保健支援室(松崎町・西伊豆町)	0558-42-0262
		熱海保健所(熱海市・伊東市)	0557-82-9102
		東部保健所(沼津市・三島市・裾野市・伊豆の国市・ 函南町・清水町・長泉町)	055-920-2108
		・修善寺支所(伊豆市)	0558-72-2310
		御殿場保健所(御殿場市・小山町)	0550-82-1223
		富士保健所(富士市・富士宮市)	0545-65-2620
		中部保健所(焼津市・藤枝市・島田市・川根本町)	054-644-9283
		・榛原分庁舎(牧之原市・吉田町)	0548-22-1151
	西部保健所(磐田市・袋井市・森町)	0538-37-2245	
	・掛川支所(掛川市・御前崎市・菊川市)	0537-22-3262	
	・浜名分庁舎(湖西市)	053-594-3661	
	静岡市	生活衛生課	054-249-3156
浜松市	保健所生活衛生課(中区・東区・西区・南区)	053-453-6112	
	保健所浜北支所(北区・浜北区・天竜区)	053-585-1398	
愛知県	愛知県(下記以外)	健康福祉部保健医療局生活衛生課	052-954-6299
		一宮保健所 生活環境安全課	0586-72-0321
		瀬戸保健所 環境・食品安全課	0561-82-2197
		春日井保健所 生活環境安全課	0568-31-2189
		江南保健所 環境・食品安全課	0587-56-2157
		清須保健所 環境・食品安全課	052-401-2100
		津島保健所 環境・食品安全課	0567-26-4137
		半田保健所 生活環境安全課	0569-21-3342
		知多保健所 環境・食品安全課	0562-32-6211
		衣浦東部保健所 生活環境安全課	0566-21-4797
		西尾保健所 環境・食品安全課	0563-56-5241
		新城保健所 環境・食品安全課	0536-22-2204
		豊川保健所 生活環境安全課	0533-86-3177
		名古屋市	健康福祉局健康部環境薬務課
	豊橋市	健康部保健所生活衛生課	0532-39-9124
	岡崎市	保健部生活衛生課	0564-23-6187
	豊田市	豊田市保健所感染症予防課	0565-34-6180

自治体名		担当課	電話番号
三重県	三重県(下記以外)	健康福祉部食品安全課	059-224-2359
	四日市市	四日市市保健所衛生指導課	059-352-0591
滋賀県	滋賀県(下記以外)	健康医療福祉部生活衛生課	077-528-3641
		草津保健所	077-562-3549
		甲賀保健所	0748-63-6149
		東近江保健所	0748-22-1266
		彦根保健所	0749-21-0284
		長浜保健所	0749-65-6664
		高島保健所	0740-22-3552
	大津市	健康保険部保健所衛生課	077-522-7372
京都府	京都府(下記以外)	健康福祉部生活衛生課	075-414-4757
		乙訓保健所 環境衛生室 (向日市、長岡京市、大山崎町)	075-933-1241
		山城北保健所 衛生室 (宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町)	0774-21-2912
		山城南保健所 環境衛生室 (木津川市、精華町、和束町、笠置町、南山城村)	0774-72-4302
		南丹保健所 環境衛生室 (亀岡市、南丹市、京丹波町)	0771-62-4754
		中丹西保健所 環境衛生室 (福知山市)	0773-22-6382
		中丹東保健所 環境衛生室 (舞鶴市、綾部市)	0773-75-1156
		丹後保健所 環境衛生室 (宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)	0772-62-1361
		京都市	京都市保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課

自治体名	担当課	電話番号	
大阪府	大阪府(下記以外)	健康医療部環境衛生課生活衛生グループ	06-6944-9910
		池田保健所 衛生課 (池田市、箕面市、豊能町、能勢町)	072-751-2990
		吹田保健所 衛生課 (吹田市)	06-6339-2225
		茨木保健所 生活衛生室 環境衛生課 (茨木市、摂津市、島本町)	072-620-6706
		寝屋川保健所 衛生課 (寝屋川市)	072-829-7721
		守口保健所 衛生課 (守口市、門真市)	06-6993-3134
		四條畷保健所 衛生課 (大東市、四條畷市、交野市)	072-878-4480
		八尾保健所 衛生課 (八尾市、柏原市)	072-994-0661
		藤井寺保健所 生活衛生室 環境衛生課 (松原市、羽曳野市、藤井寺市)	072-952-6165
		富田林保健所 衛生課 (富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河 南町、千早赤阪村)	0721-23-2682
		和泉保健所 衛生課 (和泉市、泉大津市、高石市、忠岡町)	0725-41-1342
		岸和田保健所 衛生課 (岸和田市、貝塚市)	072-422-5681
		泉佐野保健所 生活衛生室 環境衛生課 (泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬 町)	072-462-7982
	大 阪 市	大阪市保健所環境衛生監視課(環境衛生指導グル ープ)	06-6647-0763
	堺 市	健康福祉局 健康部 保健所 環境業務課	072-222-9940
	東 大 阪 市	健康部保健所環境業務課	072-960-3804
豊 中 市	健康福祉部 保健所 衛生管理課	06-6152-7321	
高 槻 市	高槻市保健所保健衛生課	072-661-9331	
枚 方 市	枚方市保健所 保健衛生課	072-807-7624	

自治体名		担当課	電話番号
兵庫県	兵庫県(下記以外)	健康福祉部健康局生活衛生課	078-362-3254
		芦屋健康福祉事務所	0797-32-0707
		宝塚健康福祉事務所	0797-72-0054
		伊丹健康福祉事務所	072-785-7463
		加古川健康福祉事務所	079-422-0005
		明石健康福祉事務所	078-917-1623
		加東健康福祉事務所	0795-42-9372
		中播磨健康福祉事務所	0790-22-1234
		龍野健康福祉事務所	0791-63-5145
		赤穂健康福祉事務所	0791-43-2937
		豊岡健康福祉事務所	0796-26-3666
		朝来健康福祉事務所	079-672-6872
		丹波健康福祉事務所	0795-73-3771
		洲本健康福祉事務所	0799-26-2067
兵庫県	神戸市	保健福祉局健康部生活衛生課	078-322-5265
		【東灘区・灘区・中央区】東部衛生監視事務所	078-232-4651
		【兵庫区・長田区・須磨区】西部衛生監視事務所	078-579-2660
		【北区】北衛生監視事務所	078-593-3250
		【垂水区】垂水衛生監視事務所	078-708-6230
		【西区】西衛生監視事務所	078-929-0550
	姫路市	姫路市保健所衛生課	079-289-1633
尼崎市	尼崎市健康福祉局生活衛生課	06-4869-3017	
西宮市	西宮市保健所生活環境課生活環境子一ム	0798-26-3692	
奈良県	奈良県(下記以外)	くらし創造部消費・生活安全課	0742-27-8674
	奈良市	奈良市保健所生活衛生課	0742-93-8395

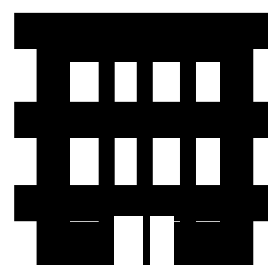
自治体名		担当課	電話番号
和歌山県	和歌山県(下記以外)	環境生活部県民局食品・生活衛生課	073-441-2620
		海南保健所衛生環境課	073-483-8825
		岩出保健所衛生環境課	0736-61-0022
		橋本保健所衛生環境課	0736-42-5443
		湯浅保健所衛生環境課	0737-64-1293
		御坊保健所衛生環境課	0738-24-3617
		田辺保健所衛生環境課	0739-26-7934
		新宮保健所衛生環境課	0735-21-9631
		新宮保健所串本支所保健環境課	0735-72-0525
	和歌山市	和歌山市保健所生活保健課	073-488-5113
鳥取県		東部生活環境事務所環境・循環推進課	0857-20-3672
		中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課	0858-23-3150
		西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課	0859-31-9322
島根県		健康福祉部薬事衛生課	0852-22-6529
岡山県	岡山県(下記以外)	玉野市, 瀬戸内市, 吉備中央町, 備前市, 赤磐市, 和気町にある施設で営業をお考えの方 備前保健所衛生課	086-272-3947
		総社市, 早島町, 笠岡市, 井原市, 浅口市, 里庄町, 矢掛町にある施設で営業をお考えの方 備中保健所衛生課	086-434-7026
		高梁市, 新見市にある施設で営業をお考えの方 備北保健所備北衛生課	0866-21-2837
		真庭市, 新庄村にある施設で営業をお考えの方 真庭保健所真庭衛生課	0867-44-2918
		津山市, 鏡野町, 美咲町, 久米南町, 美作市, 勝央町, 奈義町, 西粟倉村にある施設で営業をお考えの方 美作保健所衛生課	0868-23-0115
		保健福祉部生活衛生課	086-226-7335

自治体名		担当課	電話番号
岡山県	岡山市	岡山市保健所衛生課環境衛生係	086-803-1258
	倉敷市	倉敷市保健所生活衛生課	086-434-9830
広島県	広島県(下記以外)	健康福祉局食品生活衛生課	082-513-3097
	広島市	健康福祉局保健部環境衛生課	082-241-7408
	福山市	福山市保健所生活衛生課	084-928-1165
	呉市	呉市保健所生活衛生課	0823-25-3538
山口県	山口県(下記以外)	山口県 環境生活部 生活衛生課 指導班	083-933-2970
		岩国健康福祉センター 生活環境課 環境衛生薬事班	0827-29-1526
		柳井健康福祉センター 生活環境課 環境薬事班	0820-22-3631
		周南健康福祉センター 生活環境課 環境衛生薬事班	0834-33-6427
		山口健康福祉センター 生活環境課 環境衛生薬事班	083-934-2534
		宇部健康福祉センター 生活環境課 環境衛生薬事班	0836-31-3200
山口県	山口県(下記以外)	長門健康福祉センター 生活環境課 環境薬事班	0837-22-2811
		萩健康福祉センター 生活環境課 環境薬事班	0838-25-2666
		山陽小野田市 市民生活部 環境課 生活衛生係	0836-82-1143
		萩市 市民部 環境衛生課 生活環境係	0838-25-3341
	下関市	保健部生活衛生課	083-231-1540
徳島県		危機管理部県民くらし安全局安全衛生課	088-621-2229
		徳島保健所食品衛生担当	088-652-5155
		吉野川保健所生活衛生担当	0883-36-9016
		阿南保健所生活衛生担当	0884-28-9870
		美波保健所生活衛生担当	0884-74-7347
		美馬保健所生活衛生担当	0883-52-1011
		三好保健所生活衛生担当	0883-72-1121

自治体名		担当課	電話番号	
香川県	香川県(下記以外)	東讃保健所衛生課	0879-29-8270	
		小豆保健所衛生課	0879-62-1374	
		中讃保健所衛生課	0877-24-9964	
		西讃保健所衛生課	0875-25-4383	
	高松市	高松市保健所生活衛生課	087-839-2865	
愛媛県	愛媛県(下記以外)	保健福祉部健康衛生局業務衛生課	089-912-2390	
	松山市	松山市保健所生活衛生課	089-911-1807	
高知県	高知県(下記以外)	健康政策部食品・衛生課	088-823-9671	
		安芸福祉保健所衛生環境課	0887-34-3173	
		中央東福祉保健所衛生環境課	0887-52-0004	
		中央西福祉保健所衛生環境課	0889-22-1286	
		須崎福祉保健所衛生環境課	0889-42-2004	
		幡多福祉保健所衛生環境課	0880-34-0085	
	高知市	高知市保健所生活食品課	088-822-0588	
福岡県	福岡県(下記以外)	筑紫保健福祉環境事務所保健衛生課	092-513-5599	
		粕屋保健福祉事務所保健衛生課	092-939-1744	
		糸島保健福祉事務所保健衛生課	092-322-3268	
		宗像・遠賀保健福祉環境事務所保健衛生課	0940-47-0344	
		嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所保健衛生課	0948-21-4973	
		福岡県(下記以外)	田川保健福祉事務所保健衛生課	0947-42-9309
福岡県	北九州市	北筑後保健福祉環境事務所保健衛生課	0946-22-2741	
		南筑後保健福祉環境事務所保健衛生課	0944-72-2163	
		京築保健福祉環境事務所保健衛生課	0930-23-2245	
		県庁保健医療介護部保健衛生課	092-643-3279	
		北九州市保健所東部生活衛生課 西部生活衛生課	093-522-8728 093-642-1441(代)	
	福岡市	福岡市保健福祉局生活衛生部生活衛生課	092-711-4273	
		東区	東区保健福祉センター衛生課	092-645-1112
		博多区	博多区保健福祉センター衛生課	092-419-1125
		中央区	中央区保健福祉センター衛生課	092-761-7351
		南区	南区保健福祉センター衛生課	092-559-5161
		城南区	城南区保健福祉センター衛生課	092-831-4219
		早良区	早良区保健福祉センター衛生課	092-851-6602
		西区	西区保健福祉センター衛生課	092-895-7094

自治体名		担当課	電話番号
福岡県	久留米市	久留米市保健所衛生対策課	0942-30-9727
	大牟田市	生活衛生課	0944-41-2668
佐賀県		健康福祉部生活衛生課	0952-25-7077
長崎県	長崎県(下記以外)	県民生活部生活衛生課	095-895-2363
		西彼保健所	095-856-0693
		県央保健所	0957-26-3305
		県南保健所	0957-62-3288
		県北保健所	0950-57-3933
		五島保健所	0959-72-3125
		上五島保健所	0959-42-1121
		壱岐保健所	0920-47-0260
		対馬保健所	0920-52-0166
	長崎市	長崎市保健所生活衛生課	095-829-1155
	佐世保市	保健福祉部生活衛生課	0956-24-1111
熊本県	熊本県(下記以外)	健康福祉部健康局薬務衛生課	096-333-2245
		有明保健所	0968-72-2184
		山鹿保健所	0968-44-4121
		菊池保健所	0968-25-4135
		阿蘇保健所	0967-32-0535
		御船保健所	096-282-0016
		宇城保健所	0964-32-1148
		八代保健所	0965-33-3198
		水俣保健所	0966-63-4104
		人吉保健所	0966-22-3108
	天草保健所	0969-23-0172	
	熊本市	健康福祉局保健衛生部生活衛生課	096-364-3187

自治体名		担当課	電話番号
大分県	大分県(下記以外)	東部保健所	0977-67-2511
		東部保健所国東保健部	0978-72-1127
		中部保健所	0972-62-9171
		中部保健所由布保健部	097-582-0660
		南部保健所	0972-22-0562
		豊肥保健所	0974-22-0162
		西部保健所	0973-23-3133
		北部保健所	0979-22-2210
		北部保健所豊後高田保健部	0978-22-3165
		生活環境部 食品安全・衛生課	097-506-3055
	大分市	大分市保健所衛生課	097-536-2854
宮崎県	宮崎県(下記以外)	福祉保健部衛生管理課	0985-44-2628
	宮崎市	宮崎市保健所保健衛生課	0985-29-5283
鹿児島県	鹿児島県(下記以外)	伊集院保健所	099-273-2332
		加世田保健所	0993-53-2317
		川薩保健所	0996-23-3167
		始良保健所	0995-44-7959
		鹿屋保健所	0994-52-2112
鹿児島県	鹿児島県(下記以外)	西之表保健所	0997-22-0032
		屋久島保健所	0997-46-2024
		名瀬保健所	0997-52-5411
		徳之島保健所	0997-82-0149
		保健福祉部生活衛生課	099-286-2784
	鹿児島市	鹿児島市保健所生活衛生課	099-258-2331 H.29.1.4以降 099-803-6885
沖縄県	沖縄県(下記以外)	保健医療部生活衛生課	098-866-2055
	那覇市	那覇市保健所生活衛生課 医務薬務環境グループ	098-853-7963



おわりに ～民泊サービスの新たな制度設計について～

「民泊サービス」については、空きキャパシティの有効活用など地域活性化の観点や、急増する訪日外国人観光客の宿泊需要に応えるなどの要請とともに、テロ防止や感染症まん延防止などの適正な管理、安全性を確保しつつ、その活用が図られるようなルールづくりが求められています。

このため、厚生労働省と観光庁は各分野の有識者等を構成員とする「民泊サービスのあり方に関する検討会」において、民泊ルールの検討を進め、平成28年6月にその最終報告書が取りまとめられました。

新たな制度枠組み

基本的な考え方

- 制度目的
民泊の健全な普及、多様化する宿泊ニーズや逼迫する宿泊需給への対応、空き家の有効活用 等
- 制度の対象とする民泊の意義
住宅を活用した宿泊の提供と位置付け、住宅を1日単位で利用者に利用させるもので、「一定の要件」の範囲内で、有償かつ反復継続するもの。
※ 「一定の要件」として、既存の旅館・ホテルと法律上異なる「住宅」として扱い得るよう、年間提供日数上限による制限を設けることを基本として設定。「一定の要件」を超えて実施されるものは、新たな制度枠組みの対象外であり、旅館業法に基づく営業許可が必要。
※ 「住宅」として扱い得るような「一定の要件」が設定されることを前提に、住居専用地域でも実施可能（ただし、地域の実情に応じて条例等により実施できないこととするかも可能。）。
- 制度枠組みの基本的な考え方
「家主居住型」と「家主不在型」に区別した上で、住宅提供者、管理者、仲介事業者に対する適切な規制を課し、適正な管理や安全面・衛生面を確保しつつ、行政が、住宅を提供して実施する民泊を把握できる仕組みを構築。
- 法体系
この枠組みで提供されるものは住宅を活用した宿泊サービスであり、ホテル・旅館を対象とする既存の旅館業法とは別の法制度として整備。

〔参考〕制度スキーム図



※「民泊サービスのあり方に関する検討会」最終報告書（概要）

この報告書を踏まえ、政府においては、既存の旅館業法とは別の法制度の整備を検討しており、平成28年度中に新たな法案を国会に提出することとしておりますが、現在は、原則として旅館業法に基づく許可が必要ですので、旅館業にあたる民泊サービスを行う場合は、営業許可を取得していただきますよう、お願い申し上げます。

この手引きに関するお問合せ先

厚生労働省 医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部 生活衛生課 指導係

03-5253-1111（内線2437）